

畑作物(そば)共済制度について

備えの種をまこう。

加入資格者	そばの栽培面積が5アール以上です。
自動継続特約	<p>自動継続特約への申出により、翌年以降、申込みがあったとする特約です。よって、翌年以降の年産の畑作物(そば)について、申込期間が終了するまでに当該申込者から畑作物(そば)共済の申込みをしない旨の意思表示がない場合は、当該畑作物(そば)共済の申込みがあったこととなります。</p> <p>なお、自動継続特約の締結後は、毎年、加入申込期間前に、前年産の共済関係の内容を印字した「加入申込書兼変更届出書」を提示しますので、内容をご確認していただき、「畑作物共済に加入する」に○を記入したうえで、加入申込期間が終了するまでに愛媛県農業共済組合(該当支所)に提出をお願いします。</p>
加入申込期間	7月1日から8月15日まで ※掛金の払込期限は、9月15日です。
注意事項 (共済関係の解除)	<ul style="list-style-type: none"> 告知義務違反(過失等により事実を告知しなかった場合は、解除する場合があります。) 共済掛金不払の場合(正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅滞したときは、解除となります。) 重大事由による解除(共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合など)
補償期間	発芽期から適期の収穫までです。この場合の収穫とは適期に刈り取って圃場から搬出することです。

そばの経営所得安定対策等交付金は、当年産の販売数量と品質に応じて交付されますが、災害による減収分は交付対象とはなりません。経営を安定させるためには、そば共済に加入し、自然災害による損害に備えましょう。

○下記の方式等を選択して下さい。

	方式	補償割合 (支払開始損害割合)	内容
選択できる 引受方式	全相殺方式	基準収穫量の 8割(2割) 7割(3割) 6割(4割)	施設計量結果等(農協等の出荷実績)・青色申告書等により、原則として最近5か年間の収穫量が概ね全量把握できることが加入要件となります。
	地域 インデックス 方式	基準収穫量の 9割(1割) 8割(2割) 7割(3割)	統計単位地域における統計単収の過去5か年中中庸3か年平均が基準単収となります。

共済金額	<p>全相殺方式 共済金額＝単位当たり共済金額×基準収穫量×80%(70%・60%) ○基準収穫量 農家ごと、過去5か年の出荷実績を基礎に計算された基準単収(5か年の10アール当たり収穫量のうち、最高と最低を除いた3年分の平均値)に引受面積を乗じて求めます。</p> <p>地域インデックス方式 共済金額＝単位当たり共済金額×基準収穫量×90%(80%・70%) ○基準収穫量 農家ごと、過去5か年の統計単収を基礎に計算された基準単収(5か年の10アール当たり収穫量のうち、最高と最低を除いた3年分の平均値)に引受面積を乗じて求めます。</p>
------	--

単位当たり 共済金額	令和4年産 秋まきそば（2類） 単位当たり共済金額（円/kg）										
	順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
	交付農業者	577円	519円	462円	404円	346円	285円	257円	228円	200円	171円
交付農業者以外	285円	257円	228円	200円	171円						

※単位当たり共済金額については、上記範囲内で選択となります。

※「交付農業者」とは、そばについて経営所得安定対策の畑作物直接支払交付金の交付を申請し、交付を受ける者です。

共済掛金率	毎年、個人ごとに過去の実績（損害率）に応じて危険段階別共済掛金率が決定します。 なお、掛金率は、方式、支払開始割合などの選択内容によって、異なります。
-------	--

共済掛金	<p>共済掛金＝共済金額×掛金率×55%国庫負担＋賦課金 ※掛金の55%を国が負担しています。</p> <p>(計算例) 全相殺方式 8割補償 危険階級区分0区分の場合 面積10a、共済金額7,358円の場合</p> <p>掛金 941円＝共済金額7,358円×危険階級区分0区分12.794% 国庫負担掛金 517円＝掛金 941円×国庫負担割合(55%) 農家負担掛金 424円＝掛金 941円－国庫負担掛金 517円</p> <p>賦課金＝160円(10a) 掛金等合計 584円＝農家負担掛金 424円＋賦課金160円</p>
------	--

対象となる 災害	風水害、土壌湿潤害、雨害湿潤害、干害、冷害、雹害、地震被害などすべての気象災害に加え、病虫害、鳥獣害、火災などです。
対象に ならない場合	発芽期前に発生した被害及び収穫後（圃場より搬出後）の被害・共済事故以外の原因による損害（葉害等）は支払対象外となります。

※被害耕地の確認：発芽不能は9月から10月上旬、発芽不能以外の損害評価は10月収穫前を予定しています。

共済金の 支払い	全相殺方式	<p>支払共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量 (2割又は3割・4割超過被害)</p> <p>組合員等ごとの共済事故による減収量が基準収穫量の2割又は3割・4割を超えた場合に、単位当たり共済金額に2割又は3割・4割を超える減収量を乗じた額が共済金として支払われます。</p>	支払予定 時期 翌年の2月
	地域 インデックス 方式	<p>支払共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量 (1割又は2割・3割超過被害)</p> <p>組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、共済事故による損害が発生している場合において、統計単位地域ごとに、統計単収が基準単収を下回る場合、その差に相当する10a当たり数量に引受面積を乗じた数量が、基準収穫量の1割又は2割・3割を超える共済減収量に、単位当たり共済金額を乗じた額が、共済金として支払われます。</p>	支払予定 時期 翌年の6月

※支払予定時期は、被害の状況等に応じて変更する場合があります。

[注意事項]

・ご加入される際は、「重要事項」の内容をご確認いただき、ご了承のうえお申込み下さい。

・ご加入後のおねがい

ご加入後に加入内容と異なった作付を行った事等により加入内容に相違が生じた場合は、速やかに共済組合まで連絡して下さい。

特に作付面積相違・新規作付耕地の申告漏れ・交付金申請の有無に注意して下さい。

また、地域農業再生協議会へ「営農計画書」を提出する際には、共済組合の加入内容と照合の上、作成していただくようご協力をお願い致します。

